

## 事業事前評価表

### 国際協力機構南アジア部南アジア第二課

#### 1. 基本情報

国名：ネパール連邦民主共和国（ネパール）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2021年7月12日

#### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパールにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。人材育成奨学計画（以下、「本事業」という。）は、様々な開発課題に対応するために必要な政府の政策立案能力、政策実施能力の強化のために若手行政官の育成を図るものであり、本事業では当国政府とも協議の上、当国政府の開発方針やプライオリティに沿い、国別開発協力方針とも整合的な下記分野にて、事業を実施する。

##### 1）社会・経済基盤整備

ネパール政府が2019年4月に策定した「第15次国家5カ年計画」では、産業構造を農業から製造業へ移行させ、貧困削減とともに経済成長及び、それを通じた雇用創出に重点を置いている。この国家計画の達成には、交通・電力・灌漑・上下水道等の基礎的な経済基盤インフラの不足、教育・保健等の社会サービスへのアクセスの制約、農業の低生産性、都市と農村部の貧困格差等が依然として課題であり、本分野での政策立案能力及び実施能力の向上が必要である。

##### 2）ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり

ネパールは内戦終結から9年後の2015年9月に憲法を公布し、連邦制を導入した。また、2017～18年には憲法制定後初の地方、州及び連邦議会選挙を実施して連邦制国家としての歩みを始めた。同憲法では、新たに導入された州政府、再編された地方政府に対し各々の権威と職能等が規定されている。一方で、連邦制の導入に伴い、省庁の再編や公務員制度改革が行われているものの、州・地方政府に十分な人員配置はなされていないほか、新たに設立された地方政府の職員の能力も十分ではない等の課題を抱えており、本分野での政策立案能力及び実施能力の向上が必要である。

（2）中核人材育成分野に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置

付け

本事業で対象とする「経済政策」、「産業振興政策」、「インフラ開発」、「行政運営能力強化支援」、「国際関係の構築」、「法制度整備支援」分野はネパール連邦民主共和国国別開発協力方針（2016年9月）の重点分野「ハード及びソフト両面にわたる震災復興及び災害に強い国づくり」、「経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備」、「貧困削減及び生活の質の向上」、「ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり」と合致する。また、ネパール連邦民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020年8月）においても、質の高い成長を加速するための経済基盤インフラ整備や、連邦制導入に対応したガバナンス能力向上が重要である、と分析しており、我が国及び JICA の協力方針との整合性が認められる。

また、本事業を通じて SDGs（持続可能な開発目標）のゴール 8「働きがいも経済成長も」、ゴール 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」及びゴール 10「人や国の不平等をなくそう」等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

### （3）他の援助機関の対応

オーストラリア、ドイツ等が類似の事業を実施しているほか、国際機関では国際通貨基金やアジア開発銀行等の国際機関も奨学金事業を実施している。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、ネパールの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

### （2）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

### （3）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に、各期に最大 22 名（修士課程 20 名、博士課程 2 名）の留学生が、本邦大学院において、ネパールの優先開発課題に係る知識取得のために修学（留学）することに対して、必要な経費を支援するもの。4 期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 3 年次事業として実施するものである。

### （4）総事業費

356 百万円（概算協力額（日本側）：356 百万円、ネパール側：0 円）

(5) 事業実施期間

2021年7月～2026年3月を予定（計57ヶ月）

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ネパールにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務省、連邦総務省、ネパール外務省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

留学生は、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する、JICA 開発大学院連携プログラムへの積極的な受講を奨励されている。また、SDGs グローバルリーダー（長期研修）を通じて公共財政・人材管理分野を対象とした人材育成も行っている。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由> 本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし

#### 4. 事業効果

(1) 定量的効果

成功指標		基準値 (2021年実績値)	目標値(2027年) (事業完了1年後)
留学する学生数(名)	修士	0	20
	博士	0	2
留学生の学位取得率(%)		0	95

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、下記 6. に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

## (2) 定性的効果

- ・本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される
- ・留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

特になし。

### (2) 外部条件

- ・留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ・留学生が帰国後に所属先を離職しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、訪日留学生選定の対象省庁が少ないために優秀な留学生の確保が十分とはいえない例もあり、対象省庁を拡大するなどして、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるよう工夫する。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、中核人材育成の推進を通じて行政能力の向上に資するものであり、SDGs のゴール 8「働きがいも経済成長も」、ゴール 9「産業と技術革新の基盤を

つくろう」及びゴール 10「人や国の不平等をなくそう」等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

#### 8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

4. (1) 記載の目標年。ただし定性的効果については、4年に1度調査を行い、取りまとめる。

以 上